

様式第六（特定特殊自動車型式届出書）（第十二条関係）

副本

特定特殊自動車型式届出書

環境大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
国土交通大臣 殿



平成 27 年 1 月 19 日

住所 東京都港区芝大門一丁目4番8号

氏名 酒井重工業株式会社

代表取締役



特定特殊自動車の型式につき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律  
第十条第一項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 特定特殊自動車の車名及び型式

サカイ YDN-1R7

2. 特定特殊自動車に搭載する型式指定特定原動機の型式

クボタ V3307-CR-T-YDN

3. 届出に係る型式の特定特殊自動車のいずれもが特定特殊自動車技術基準に適合すること  
の確認の方法

添付資料による

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 届出書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(農林水産六八)

(告示)

○特定特殊自動車型式の届出があつた件  
(経済産業・国土交通・環境九五)

一一二

○届出事業者の氏名又は名称を変更した件(同一一三)

○届出事業者の住所を変更した件(同一一四)

○少数生産車の型式を承認した件(同一一五、一二九)

○承認事業者の氏名又は名称を変更した件(同一二〇)

○承認事業者の住所を変更した件(同一二一)

○少数生産車の型式について承認の失効の届出があつた件(同一二二、一二三)

○少数生産車の型式についての承認を取り消した件(同一二四、一二四〇)

(公告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

平成二十六事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表、税理士監票無効・登録抹消、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

係

会社その他

会社決算公告

省

令

○農林水産省令第六十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五第七項第一号同条第十一項において準用する場合を含む)、第二十六条第三項第六号、第二十八条第二項、第二十九条の二第二項、第三十一条の二第二項、第三十一条の四第一項、第三十五条第二項、第三十六条の二第一項及び第三十六条の八第一項、同法第三十八条第一項及び第二項において準用する同法第四十条第一項、同法第四十条第一項において準用する同法第九十九条第一項並びに同法第八十二条並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十七条の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十四日

農林水産大臣臨時代理  
国務大臣 望月 義夫

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七号)の一部を次のように改正する。  
第九十一条の二十九第一項第一号中「のうち、次に掲げるもの以外のもの」並びに(ハ)及び(ロ)を削り、同号を次のように改める。

ネ 標識用器具のうち、動物の身体内に留置されるものであって、かつ、滅菌されたもの  
第九十二条第五項第三号中「又は第九十五条の九第二項に規定する販売従事者(以下この条、次条及び第九十一条において「販売従事者」という。)の写し」を「の写し又は第九十二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者(以下この条、次条及び第九十一条において「登録販売者」という。以下同じ)である」ことを証する書類に改め、「法第四十条第五項第一号に規定する登録販売者をいう。以下同じ」を削り、「又は販売従事者の写し」を「の写し又はその者が第九十二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類」に改め、同項第四号中「薬剤師免許証又は」の下に「第九十五条の九第二項に規定する」を加える。

第九十三条第三項第三号中「又は販売従事者の写し」を「の写し又は第九十八条の二第二項において準用する第九十二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類」に、又は販売従事者の写し及び「の写し又はその者が第九十八条の二第二項において準用する第九十二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類及び」に改め、同項第四号中「薬剤師免許証又は」の下に「第九十五条の九第二項に規定する」を加える。

第九十四条第二項の表前条第二項の項中

|                                |                                    |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 第百八条の二第二項において準用する第百二条第二号イ若しくはロ | 第百十条の三第一号若しくは第二号                   |
| 区域管理者(法第三十一条の二第二項に規定する区域管理者)   | 医薬品営業所管理者(法第三十五条第二項に規定する医薬品営業所管理者) |

に改める。

区域管理者(法第三十一条の二第二項に規定する区域管理者)  
医薬品営業所管理者(法第三十五条第二項に規定する医薬品営業所管理者)

○国土交通省告示第百一号  
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十七年一月二十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣 宮沢 洋一  
国土交通大臣 太田 昭宏

| 型式届出番号 | 特定特殊自動車の<br>車名及び型式 | 特定特殊自動車の<br>型式     | 届出事業者の氏名<br>又は名称 | 届出事業者の住所         |
|--------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|
| NV3-35 | サカイ YDN-1<br>R1    | V3307-CR-<br>T-YDN | 福井県工業株式会社        | 富山県越前区北大門一丁目4番8号 |
| NV3-36 | サカイ 1SW33          | "                  | "                | "                |